

阿蘇市スポーツリーダーバンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安全に生涯スポーツ活動を楽しむことができるよう、スポーツ活動指導者（以下「指導者」という。）を発掘・確保し、その活用を図り、豊かな地域社会に寄与するため、阿蘇市スポーツリーダーバンク（以下「スポーツリーダーバンク」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツリーダーバンクは、阿蘇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に設置する。

(業務)

第3条 スポーツリーダーバンクは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 指導者の登録、更新、変更、取消、及び派遣に関すること。
- (2) 指導者の資質の向上に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(登録資格)

第4条 スポーツリーダーバンクに登録することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生涯スポーツ活動に深い理解と指導意欲のある者
- (2) 学識又は技能を有し、講義、実技指導等、各種団体やサークル等の育成に指導助言ができる者
- (3) その他教育委員会が認めた者

(登録方法)

第5条 スポーツリーダーバンクに登録を希望する者は、阿蘇市スポーツリーダーバンク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出するものとし、教育委員会は、提出された申請書の内容について適当であると認めた場合は、登録名簿に登載するものとする。

- 2 登録名簿は、住所以外については、関係スポーツ団体、学校、企業、インターネットを活用した媒体へ公表するものとする。ただし、登録者の申出によってはこの限りではない。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(登録内容の変更及び辞退)

第7条 スポーツリーダーバンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録した内容について変更もしくは辞退が生じた場合、速やかに阿蘇市スポーツリーダーバンク登録内容変更（辞退届）（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

(登録の抹消)

第8条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当した場合、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録辞退届(様式第2号)の提出があった場合。
- (2) 登録申請書の内容において虚偽があると認められる場合。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為を行った場合。
- (4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適合と認められる場合。

(利用方法)

第9条 スポーツリーダーバンクの利用を希望する者は、登録名簿を閲覧し、直接、登録者と交渉し、双方の合意に基づいて利用するものとする。

2 登録者は、スポーツリーダーバンクを利用しようとする個人又は団体等(以下「利用者」という。)の要請に応じて講義や実技指導などを行う。

(利用に要する経費)

第10条 登録者への諸経費等は、利用者の負担とする。

(庶務)

第11条 スポーツリーダーバンクの庶務は、教育部教育課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、スポーツリーダーバンクに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。